

# 令和3年分 山林所得の申告のしかた

## はじめに

- 確定申告書には、申告書Aと申告書Bがありますが、山林(立木)を伐採し、お売りになった場合の山林所得の申告は、「**申告書B第一表、第二表**」及び「**申告書第三表(分離課税用)**」の申告書用紙で行います。この場合、山林所得の金額の計算は、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」で行います。
- この冊子は、「**令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。)と併せてご覧ください。
- 令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**令和4年2月16日(水)から同年3月15日(火)まで**です。なお、還付申告書は、令和4年2月15日(火)以前でも提出できます。
  - ・ 申告書は、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外受取箱への投函により、提出することもできます。郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が**申告期限(令和4年3月15日(火))**内となるよう、お早めにご送付ください。  
また、e-Taxソフトを利用して申告等データを作成し、送信することもできます。
  - ・ 税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんが、**一部の税務署**では、**2月20日と2月27日**に限り**日曜日**でも、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。  
詳しくは、国税庁ホームページで確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 令和元年分の課税売上高が1,000万円を超えて個人事業者の方は、令和3年分の消費税の課税事業者に該当します。
  - ・ 令和元年分とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分をいいます。
  - ・ 令和元年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(令和2年1月1日から同年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超えている方は、**令和3年分の消費税の課税事業者**に該当します。  
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額による事もできます。  
この場合、**令和4年3月31日(木)**までに**消費税及び地方消費税の確定申告と納税**を行う必要があります。  
消費税及び地方消費税の申告や納税の手続については、「**消費税及び地方消費税の確定申告の手引き**」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)をご覧ください。
- 令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。詳しくは、国税庁ホームページの「**インボイス制度特設サイト**」をご覧ください。



▷インボイス制度  
特設サイト

## 目 次

- この冊子では、確定申告書の記載手順と次の事例の記載例、参考として「**山林所得のあらまし**」などを掲載しています。
  - (1) 確定申告書の記載手順 ..... 2 ~ 3
  - (2) 【事例1】山林を伐採し、売却したケース ..... 4 ~ 13
  - (3) 【事例2】消費税の課税事業者の方が山林を伐採し、売却したケース ..... 14 ~ 15
  - (4) 【参考1】令和3年分 山林所得のあらまし ..... 16 ~ 21
  - (5) 【参考2】山林所得に対する所得税の税額表など ..... 22 ~ 23

e-Taxを利用すれば、こんないいこと  
～より簡単、より便利になっています～

税務署に行く  
必要なし

添付書類の  
添付省略等

還付が  
スピーディ

24時間  
受付



オンライン送信



(注)山林所得がある方は、「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただけませんが、「e-Taxソフト」で申告書の作成・送信ができます。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

## 確定申告書の記載手順

記載手順

- 「確定申告書」は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」の申告書用紙を使用します。ここでは、【事例1】(4~13ページ)に基づいて作成した「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」を示して、申告書の記載手順を説明します。
  - 記載手順は、矢印と番号(①~⑦)で記載箇所ごとに表示しています。各記載箇所の記載方法の詳細は、4ページから15ページをご覧ください。  
なお、「確定申告書」の作成に先立って、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)を作成します。

(手書きした部分は、便宜上、**青色**で表示しています。)

**申告書B第二表**

確定申告書には、毎回、マイナンバー  
(個人番号)を記入する必要があります。

**申告書B第一表**

**O3 年分の 所得 税及び 復興特別所得の確定申告書 B**

整番号  F A 2 3 0 1

**O3 年分の 所得 税及び 復興特別所得の確定申告書 B**

整番号  F A 2 2 0 1

現在の住所	〒〇〇〇町1-10		フリガナ	オオサカ タロウ		
又は事務所事務部局			氏名	大阪 太郎		
令和4年1月1日現在の住まい			職業	会社員	居宅・雅号	
(単位は円)		種類	青色申告控除の表示	整理番号	世帯主の氏名 世帯主との続柄	
		赤色	出損失修正表示		電話番号 (自宅勤務先・携帯番号) XXX-XXXX	
収入金額等	事業	営業等	区分	ア	課税される所得金額 (12-2) 又は第三表上欄に対する税額 又は第三表の⑤	000
	農業	区分	イ	配当控除	32	717500
	不動産	区分1	ウ	金	33	
	利子	区分2	エ	の	34	00
	配当	区分3	オ	の	35	
	給与	区分4	カ	税	36	
	公的年金等	区分5	キ	金	37	
	業務	区分6	ク	の	38	
	その他	区分7	ケ	の	39	
	総額	区分8	コ	税	40	
譲渡	区分9	ソ	金	41		
短期	区分10	ハ	の	42		
長期	区分11	タ	の	43		
一時	区分12	シ	税	44		
事業	区分13	リ	金	45		
農業	区分14	リ	の	46		
不動産	区分15	リ	税	47		
利子	区分16	リ	算	48		
配当	区分17	リ	申告納税額	49		
給与	区分18	リ	予定納税額	50		
公的年金等	区分19	リ	第3期分の税額	51		
業務	区分20	リ	税額の(8)-(6)	52		
その他	区分21	リ	公的年金等以外の合計所得金額	53		
⑦から⑨までの計	区分22	リ	配偶者の合計所得金額	54		
総合課税額: 一時	区分23	リ	専従者扶養控除額	55		
(①+②+③)×10%	区分24	リ	被扶養者: 一時所得等の源泉徴収税額の合計額	56		
合計(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑)	区分25	リ	未納の源泉徴収税額	57		
社会保険料控除	区分26	リ	本年分で差し引く被扶養額	58		
小規模企業共済等掛金控除	区分27	リ	平均課税対象金額	59		
生命保険料控除	区分28	リ	妻勤臨時所得額	60		
地震保険料控除	区分29	リ	延納届出額	63		
墓誌ひとり親控除	区分30	リ	返還取扱税額	64		
勤労学生、障害者控除	区分31	リ	預金種類	65		
配偶者控除	区分32	リ	本年支店出店額	66		
扶養控除	区分33	リ	本年支店出店額	67		
基礎控除	区分34	リ	本年支店出店額	68		
⑩から⑯までの計	区分35	リ	本年支店出店額	69		
雑損控除	区分36	リ	本年支店出店額	70		
医療費控除	区分37	リ	本年支店出店額	71		
寄附金控除	区分38	リ	本年支店出店額	72		
合計(②+③+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑)	区分39	リ	本年支店出店額	73		
申告期限までに納付する金額	区分40	リ	本年支店出店額	74		
延納届出額	区分41	リ	本年支店出店額	75		
返還取扱税額	区分42	リ	本年支店出店額	76		
預金種類	区分43	リ	本年支店出店額	77		
本年支店出店額	区分44	リ	本年支店出店額	78		
本年支店出店額	区分45	リ	本年支店出店額	79		
本年支店出店額	区分46	リ	本年支店出店額	80		
本年支店出店額	区分47	リ	本年支店出店額	81		
本年支店出店額	区分48	リ	本年支店出店額	82		
本年支店出店額	区分49	リ	本年支店出店額	83		
本年支店出店額	区分50	リ	本年支店出店額	84		
本年支店出店額	区分51	リ	本年支店出店額	85		
本年支店出店額	区分52	リ	本年支店出店額	86		
本年支店出店額	区分53	リ	本年支店出店額	87		
本年支店出店額	区分54	リ	本年支店出店額	88		
本年支店出店額	区分55	リ	本年支店出店額	89		
本年支店出店額	区分56	リ	本年支店出店額	90		
本年支店出店額	区分57	リ	本年支店出店額	91		
本年支店出店額	区分58	リ	本年支店出店額	92		
本年支店出店額	区分59	リ	本年支店出店額	93		
本年支店出店額	区分60	リ	本年支店出店額	94		
本年支店出店額	区分61	リ	本年支店出店額	95		
本年支店出店額	区分62	リ	本年支店出店額	96		
本年支店出店額	区分63	リ	本年支店出店額	97		
本年支店出店額	区分64	リ	本年支店出店額	98		
本年支店出店額	区分65	リ	本年支店出店額	99		
本年支店出店額	区分66	リ	本年支店出店額	100		
本年支店出店額	区分67	リ	本年支店出店額	101		
本年支店出店額	区分68	リ	本年支店出店額	102		
本年支店出店額	区分69	リ	本年支店出店額	103		
本年支店出店額	区分70	リ	本年支店出店額	104		
本年支店出店額	区分71	リ	本年支店出店額	105		
本年支店出店額	区分72	リ	本年支店出店額	106		
本年支店出店額	区分73	リ	本年支店出店額	107		
本年支店出店額	区分74	リ	本年支店出店額	108		
本年支店出店額	区分75	リ	本年支店出店額	109		
本年支店出店額	区分76	リ	本年支店出店額	110		
本年支店出店額	区分77	リ	本年支店出店額	111		
本年支店出店額	区分78	リ	本年支店出店額	112		
本年支店出店額	区分79	リ	本年支店出店額	113		
本年支店出店額	区分80	リ	本年支店出店額	114		
本年支店出店額	区分81	リ	本年支店出店額	115		
本年支店出店額	区分82	リ	本年支店出店額	116		
本年支店出店額	区分83	リ	本年支店出店額	117		
本年支店出店額	区分84	リ	本年支店出店額	118		
本年支店出店額	区分85	リ	本年支店出店額	119		
本年支店出店額	区分86	リ	本年支店出店額	120		
本年支店出店額	区分87	リ	本年支店出店額	121		
本年支店出店額	区分88	リ	本年支店出店額	122		
本年支店出店額	区分89	リ	本年支店出店額	123		
本年支店出店額	区分90	リ	本年支店出店額	124		
本年支店出店額	区分91	リ	本年支店出店額	125		
本年支店出店額	区分92	リ	本年支店出店額	126		
本年支店出店額	区分93	リ	本年支店出店額	127		
本年支店出店額	区分94	リ	本年支店出店額	128		
本年支店出店額	区分95	リ	本年支店出店額	129		
本年支店出店額	区分96	リ	本年支店出店額	130		
本年支店出店額	区分97	リ	本年支店出店額	131		
本年支店出店額	区分98	リ	本年支店出店額	132		
本年支店出店額	区分99	リ	本年支店出店額	133		
本年支店出店額	区分100	リ	本年支店出店額	134		
本年支店出店額	区分101	リ	本年支店出店額	135		
本年支店出店額	区分102	リ	本年支店出店額	136		
本年支店出店額	区分103	リ	本年支店出店額	137		
本年支店出店額	区分104	リ	本年支店出店額	138		
本年支店出店額	区分105	リ	本年支店出店額	139		
本年支店出店額	区分106	リ	本年支店出店額	140		
本年支店出店額	区分107	リ	本年支店出店額	141		
本年支店出店額	区分108	リ	本年支店出店額	142		
本年支店出店額	区分109	リ	本年支店出店額	143		
本年支店出店額	区分110	リ	本年支店出店額	144		
本年支店出店額	区分111	リ	本年支店出店額	145		
本年支店出店額	区分112	リ	本年支店出店額	146		
本年支店出店額	区分113	リ	本年支店出店額	147		
本年支店出店額	区分114	リ	本年支店出店額	148		
本年支店出店額	区分115	リ	本年支店出店額	149		
本年支店出店額	区分116	リ	本年支店出店額	150		
本年支店出店額	区分117	リ	本年支店出店額	151		
本年支店出店額	区分118	リ	本年支店出店額	152		
本年支店出店額	区分119	リ	本年支店出店額	153		
本年支店出店額	区分120	リ	本年支店出店額	154		
本年支店出店額	区分121	リ	本年支店出店額	155		
本年支店出店額	区分122	リ	本年支店出店額	156		
本年支店出店額	区分123	リ	本年支店出店額	157		
本年支店出店額	区分124	リ	本年支店出店額	158		
本年支店出店額	区分125	リ	本年支店出店額	159		
本年支店出店額	区分126	リ	本年支店出店額	160		
本年支店出店額	区分127	リ	本年支店出店額	161		
本年支店出店額	区分128	リ	本年支店出店額	162		
本年支店出店額	区分129	リ	本年支店出店額	163		
本年支店出店額	区分130	リ	本年支店出店額	164		
本年支店出店額	区分131	リ	本年支店出店額	165		
本年支店出店額	区分132	リ	本年支店出店額	166		
本年支店出店額	区分133	リ	本年支店出店額	167		
本年支店出店額	区分134	リ	本年支店出店額	168		
本年支店出店額	区分135	リ	本年支店出店額	169		
本年支店出店額	区分136	リ	本年支店出店額	170		
本年支店出店額	区分137	リ	本年支店出店額	171		
本年支店出店額	区分138	リ	本年支店出店額	172		
本年支店出店額	区分139	リ	本年支店出店額	173		
本年支店出店額	区分140	リ	本年支店出店額	174		
本年支店出店額	区分141	リ	本年支店出店額	175		
本年支店出店額	区分142	リ	本年支店出店額	176		
本年支店出店額	区分143	リ	本年支店出店額	177		
本年支店出店額	区分144	リ	本年支店出店額	178		
本年支店出店額	区分145	リ	本年支店出店額	179		
本年支店出店額	区分146	リ	本年支店出店額	180		
本年支店出店額	区分147	リ	本年支店出店額	181		
本年支店出店額	区分148	リ	本年支店出店額	182		
本年支店出店額	区分149	リ	本年支店出店額	183		
本年支店出店額	区分150	リ	本年支店出店額	184		
本年支店出店額	区分151	リ	本年支店出店額	185		
本年支店出店額	区分152	リ	本年支店出店額	186		
本年支店出店額	区分153	リ	本年支店出店額	187		
本年支店出店額	区分154	リ	本年支店出店額	188		
本年支店出店額	区分155	リ	本年支店出店額	189		
本年支店出店額	区分156	リ	本年支店出店額	190		
本年支店出店額	区分157	リ	本年支店出店額	191		
本年支店出店額	区分158	リ	本年支店出店額	192		
本年支店出店額	区分159	リ	本年支店出店額	193		
本年支店出店額	区分160	リ	本年支店出店額	194		
本年支店出店額	区分161	リ	本年支店出店額	195		
本年支店出店額	区分162	リ	本年支店出店額	196		
本年支店出店額	区分163	リ	本年支店出店額	197		
本年支店出店額	区分164	リ	本年支店出店額	198		
本年支店出店額	区分165	リ	本年支店出店額	199		
本年支店出店額	区分166	リ	本年支店出店額	200		
本年支店出店額	区分167	リ	本年支店出店額	201		
本年支店出店額	区分168	リ	本年支店出店額	202		
本年支店出店額	区分169	リ	本年支店出店額	203		
本年支店出店額	区分170	リ	本年支店出店額	204		
本年支店出店額	区分171	リ	本年支店出店額	205		
本年支店出店額	区分172	リ	本年支店出店額	206		
本年支店出店額	区分173	リ	本年支店出店額	207		
本年支店出店額	区分174	リ	本年支店出店額	208		
本年支店出店額	区分175	リ	本年支店出店額	209		
本年支店出店額	区分176	リ	本年支店出店額	210		
本年支店出店額	区分177	リ	本年支店出店額	211		
本年支店出店額	区分178	リ	本年支店出店額	212		
本年支店出店額	区分179	リ	本年支店出店額	213		
本年支店出店額	区分180	リ	本年支店出店額	214		
本年支店出店額	区分181	リ	本年支店出店額	215		
本年支店出店額	区分182	リ	本年支店出店額	216		
本年支店出店額	区分183	リ	本年支店出店額	217		
本年支店出店額	区分184	リ	本年支店出店額	218		
本年支店出店額	区分185	リ	本年支店出店額	219		
本年支店出店額	区分186	リ	本年支店出店額	220		
本年支店出店額	区分187	リ	本年支店出店額	221		
本年支店出店額	区分188	リ	本年支店出店額	222		
本年支店出店額	区分189	リ	本年支店出店額	223		
本年支店出店額	区分190	リ	本年支店出店額	224		
本年支店出店額	区分191	リ	本年支店出店額	225		
本年支店出店額	区分192	リ	本年支店出店額	226		
本年支店出店額	区分193	リ	本年支店出店額	227		
本年支店出店額	区分194	リ	本年支店出店額	228		
本年支店出店額	区分195	リ	本年支店出店額	229		
本年支店出店額	区分196	リ	本年支店出店額	230		
本年支店出店額	区分197	リ	本年支店出店額	231		
本年支店出店額	区分198	リ	本年支店出店額	232		
本年支店出店額	区分199	リ	本年支店出店額	233		
本年支店出店額	区分200	リ	本年支店出店額	234		

記載手順

## 1 「山林所得収支内 (4~5、14~15)

## 2 第一表の収入金 ます。(6~7)

### 3 第二表を作成し 第二表は、②及び (第二表の記載例)

4 第一表の所得か  
ます。(9 ページ)

## 5 第三表の山林の を書きます。 (10~11ページ参)

## 6 第三表の 税金の

## 7 第一表の 税金の 書き方。 (12% がお約)

### 申告書記載に当たってのお願い

記載に当たっては、次の点についてのご協力をお願いいたします。

- 1 申告書等は、黒いインクのボールペンで書いてください。  
なお、複写式となっている申告書は、2枚目(控用)を取り外して使用しても差し支えありません。

2 フリガナは、濁点「゛」半濁点「゜」は一字分とし、姓と名の間は一字空けてください。

3 マス目が設けられている記載欄に数字を記入する際  
には、右の記載例にならってマス目の中に丁寧に書い  
てください。  
なお、1億円以上の金額がある場合には、右の記載  
例にならって書いてください。

4 記入事項を訂正する場合には、二重線で抹消し、そ  
の上の欄などの余白に適宜書いてください。

【記載例】 縦線1本 隙間を空ける 上に突き抜ける 角を作る

0 1 2 3 4 5 6 7 8

【記載例】 (金額が1,234,500,000円の場合)  
123 4 5 00 000

【記載例】 配 当 ④ 123000  
給 与 区分 ⑤ 230000

(金額が1,234,500,000円の場合)

123 450 000 0

配	当	才	<input type="text"/> 1 2 3 0 0 0 0
給	与	区 分	<input type="text"/> 力 <input type="text"/> 2 3 0 0 0 0 0

訳書(計算明細書)」を作成します。  
ページ参照)

— 1 —

額等と所得金額等の箇所を書き  
ページ参照)

1

ます。  
④の記載と併せて作成します。  
は、8 ページを参照してください。)

1

**差し引かれる金額**の箇所を書き  
参照)

参见)

収入金額 や 所得金額 などの箇所  
照)

1

**計算** の箇所を書きます。

## 計算、その他などの箇所を

## 【事例 1】山林を伐採し、売却したケース

私は、先祖伝来の山林を伐採し、令和3年11月10日に2,500万円で売却しました。

この山林の所在地は、K市〇〇町××1228番（林地面積は3.2ヘクタール）で、売却した山林の樹種は、杉（樹齢60年）及びひのき（樹齢80年）、材積は3,000m<sup>3</sup>でした。

また、この山林を売却する際に、伐採費と運搬費が836万円かかりました。

私は、山林を売却した収入以外に、給与（収入金額670万円）があり、給与については、年末調整で「配偶者控除」の適用を受けています。

### ① 「山林所得収支内訳書（計算明細書）」を作成します。

あなたが、消費税の課税事業者に該当する場合、この「山林所得収支内訳書（計算明細書）」は、「課税事業者用」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）をご使用ください。

なお、その場合の記載方法は、14ページから15ページをご覧ください。

山林の所在地番を書いてください。

お売りになるために山林を伐採した林地の面積を書いてください。

お売りになった山林の樹種や主な立木の樹齢を書いてください。

お売りになった山林の本数や数量（材積）が分かる場合に書いてください。

山林所得 収支内訳書 (計算明細書)		譲渡者 住所 関与 税理士 住所	Y市〇〇町1-10	氏名 (フリガナ) 大坂 太郎	電話番号 (×××) △△△-〇〇〇〇
				氏名	電話番号
合 計			内 許		
特例適用条文			措法 30 条		
山林の所在地番			措法 条		
面積	皆伐・間伐区分		K市〇〇町××1228		
樹種	樹齢		ヘクタール 3.2	皆伐・間伐	ヘクタール
本数	数量		杉 ひのき	60 年 80	皆伐・間伐
譲渡者 の 明 細	住所又は所在地		本 3,000	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
先 方 の 名 称					
譲渡した年月日					
譲渡山林を植下・購入した時期					
譲渡価額の総額（収入金額）	①	A 25,000,000 円	25,000,000 円		円
伐採費・運搬費、譲渡費用の額	②	8,360,000 円	8,360,000 円		円
専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③				円
計（②+③）	④	8,360,000 円	8,360,000 円		円
引（⑤-④）	⑤	16,640,000 円	16,640,000 円		円
取扱費、管理費などによる概算経費率による場合	⑥	8,320,000 円	8,320,000 円		円
概算経費率によらない場合	⑦				円
植林費、取得に要した経費	⑧				円
管轄費その他の育成費用	⑨				円
○以外の専従者控除額	⑩				円
計（⑦+⑧+⑨）	⑪				円
被災事業用資産の損失の金額（保険金等で補填される部分を除く。）	⑫				円
必要経費④+(⑥又は⑩)+⑪	⑬	16,680,000 円	16,680,000 円		円
森林計画特別控除の適用を受ける場合（注2で計算した金額を記載する。）	⑭				円
概算経費率の適用を受けない場合	⑮				円
所 得 基 準 額	⑯				円
⑪と⑮のうち低い方の金額	⑰				円
差引金額⑪-⑯-(⑬又は⑭)	⑲	8,320,000 円	8,320,000 円		円
特別控除額	⑳	500,000 円			円
山林所得金額	㉑	B 7,820,000 円			円

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。

2 ⑮の金額が2,000万円以下のときは「⑮×20%」、⑮の金額が2,000万円超のときは「⑮×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

## 【事例 1】の解説

○ この事例は、売却した時において所有期間が5年を超える山林を伐採して売却していますので、その売却による所得は、**山林所得**となります。

また、この山林(先祖伝来の山林)は、平成18年12月31日以前から引き続いて所有していますので、山林所得の金額の計算に当たっては、「概算経費控除の特例」(18ページ参照)を適用することができます。

山林所得の金額の計算は、左記のように「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」を使用して行いますが、この事例では、次のようになります。

		必要経費			
収入金額(譲渡価額) <b>25,000,000円</b>	-	伐採費などの譲渡費用 <b>( 8,360,000円 )</b>	取得費、管理費などの概算経費の額 <b>+ 8,320,000円</b>	特別控除額 <b>500,000円</b>	山林所得金額 <b>7,820,000円</b>

○ 山林所得は、他の所得と分けて税額を計算しますが、税額(税金)の計算は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」で行いますので、次ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

なお、山林の売却などにより**合計所得金額**(7、10ページ参照)が**1,000万円を超える場合**には、「配偶者(特別)控除」の適用を受けることはできません(配偶者(特別)控除は、申告される方及び配偶者の合計所得金額に応じて適用される控除額が異なります。詳しくは、9、22ページをご確認ください。)。

したがって、この事例では、給与について年末調整で適用を受けている「配偶者控除」の適用をしないで納める税金(所得税及び復興特別所得税)の計算をすることになります。

この事例の納める税金(所得税及び復興特別所得税)は、**476,800円**となります。

適用を受ける**特例適用条文**を書きます(18~21ページ参照)。

例えば、「概算経費控除の特例」(措法30条)、「森林計画特別控除の特例」(措法30条の2)などがあります。

この事例では、「概算経費控除の特例」を適用していますので、措法「**30**」条と書きます。

譲渡代金の総額を書いてください。

山林の伐採に要した人件費などの費用、伐採した山林の運搬費、測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用(譲渡費用)の合計額を書いてください。

お売りになった山林の取得費や管理費などの金額を書いてください。

なお、お売りになった山林を平成18年12月31日以前から所有していた場合には、「概算経費率」による方法(「概算経費控除の特例」)で計算することができます。

詳しくは、18ページを参照してください。

この事例では、「概算経費率」による方法で計算していますので、取得費や管理費などの金額は、次のようにになります。

$$\begin{array}{l} \text{譲渡価額の総額(収入金額)} \quad \text{伐採費などの金額} \quad \text{概算経費率} \quad \text{概算経費率による場合の} \\ (25,000,000円) \quad - \quad 8,360,000円 \quad \times 0.5 \quad = \quad 8,320,000円 \quad \text{取得費、管理費などの金額} \end{array}$$

「森林計画特別控除の特例」の適用を受ける場合に書いてください。

詳しくは、20ページを参照してください。

特別控除額を書いてください。

**特別控除額**は、**500,000円**(ただし、「⑦差引金額」欄の金額を限度とします。)です。

なお、青色申告の方で、山林所得の金額から控除する「青色申告特別控除」(18ページ参照)がある場合には、その金額を「特別控除額」欄の上段に「**青××**円」と二段書きしてください(14ページ参照)。

② 第一表の 収入金額等 と 所得金額等 の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「**令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

事例  
1

提出先や申告年分などを書いてください。  
□には「**3**」と書き、  
空白部分には「**確定**」と  
書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。  
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治 1、大正 2  
昭和 3、平成 4  
令和 5

\* 「住所」以外の事業所や事務所・居所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「現在の住所(又は事業所・事務所・居所など)」欄の( )内の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。

なお、住所以外で申告をする場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。

また、「令和 年」の空白に「**4**」と書き、令和4年1月1日現在の住所を書いてください。

申告の種類を表示します。  
山林所得がある方は、「分離」を「」で選択

あなたが青色申告者の場合は、「**青色**」も「**〇**」で囲ひます。

**申告書B第一表(上部)**

〇〇 税務署長 令和4年2月16日 令和〇〇年〇〇月〇〇日		F A 2 2 0 1	
年分の復興特別所得税の確定申告書B			
現在の住所 <small>(又は事務所、居宅など)</small> <b>Y市〇〇町1-10</b>		個人番号(マイナンバー) <b>××××××××</b> 氏名 <b>オオサカ タロウ</b> <b>大阪 太郎</b>	
		生年月日 <b>3 39.11.09</b>	
令和4年1月1日 <small>(単位:円)</small>		種類 <small>青色申告特別控除額</small> <b>同上</b>	
		受付印	
<b>収入金額</b>	事業		農業
	農業		農業
	不動産		不動産
	利子		利子
	販賣		販賣
	会社等の分配		会社等の分配
	公的年金等		公的年金等
	業務		業務
	その他		その他
	総合譲渡		総合譲渡
<b>所得金額等</b>	事業		農業
	不動産		不動産
	利子		利子
	配当		配当
	給与		給与
	公的年金等		公的年金等
	業務		業務
	その他		その他
	⑦から⑩までの計		⑦から⑩までの計
	総合譲渡・一時		総合譲渡・一時
合計		<b>4930000</b>	
第三表⑫欄へ (12ページ)			
(令和三年分以降用)			
(1)の記入をお忘れなく。			
(2)の記入をお忘れなく。			
(3)の記入をお忘れなく。			
(4)の記入をお忘れなく。			
(5)の記入をお忘れなく。			
(6)の記入をお忘れなく。			
(7)の記入をお忘れなく。			
(8)の記入をお忘れなく。			
(9)の記入をお忘れなく。			
(10)の記入をお忘れなく。			
(11)の記入をお忘れなく。			
(12)の記入をお忘れなく。			
(13)の記入をお忘れなく。			
(14)の記入をお忘れなく。			
(15)の記入をお忘れなく。			
(16)の記入をお忘れなく。			
(17)の記入をお忘れなく。			
(18)の記入をお忘れなく。			
(19)の記入をお忘れなく。			
(20)の記入をお忘れなく。			
(21)の記入をお忘れなく。			
(22)の記入をお忘れなく。			
(23)の記入をお忘れなく。			
(24)の記入をお忘れなく。			
(25)の記入をお忘れなく。			
(26)の記入をお忘れなく。			
(27)の記入をお忘れなく。			
(28)の記入をお忘れなく。			
(29)の記入をお忘れなく。			
(30)の記入をお忘れなく。			
(31)の記入をお忘れなく。			
(32)の記入をお忘れなく。			
(33)の記入をお忘れなく。			
(34)の記入をお忘れなく。			
(35)の記入をお忘れなく。			
(36)の記入をお忘れなく。			
(37)の記入をお忘れなく。			
(38)の記入をお忘れなく。			
(39)の記入をお忘れなく。			
(40)の記入をお忘れなく。			
(41)の記入をお忘れなく。			
(42)の記入をお忘れなく。			
(43)の記入をお忘れなく。			
(44)の記入をお忘れなく。			
(45)の記入をお忘れなく。			
(46)の記入をお忘れなく。			
(47)の記入をお忘れなく。			
(48)の記入をお忘れなく。			
(49)の記入をお忘れなく。			
(50)の記入をお忘れなく。			
(51)の記入をお忘れなく。			
(52)の記入をお忘れなく。			
(53)の記入をお忘れなく。			
(54)の記入をお忘れなく。			
(55)の記入をお忘れなく。			
(56)の記入をお忘れなく。			
(57)の記入をお忘れなく。			
(58)の記入をお忘れなく。			

## 收入金額等　所得金額等

該当する各種所得の収入金額等と所得金額等を書いてください。

なお、事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」(青色申告の方は、「青色申告決算書」)に基づいて書いてください。

この事例は、山林所得以外に給与所得がありますので、「給与所得の源泉徴収票」に基づいて書きます。

書き方については、7ページで説明しています。

### 給与所得

給与所得の金額は、23ページの「3 納入金額の計算表」で求めることができます。  
なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、所得金額調整控除（23ページ）の②に該当しない場合には、「給与所得の源泉徴収票」から転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受けられる方は、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1415 納入者特定支出控除」を参照してください。

令和3年分 納入金額の計算表											
支 払 を受け る 者	住 所 又は居 所	(受取者番号) Y市○○町1-10									
種 別		支 払 金 額		納 入 金 額 (調 整 控 除 後)		所得控除額の合計額		源 泉 徴 収 税 額			
給料・賞与		内 6,700 千 円		4,930,000 千 円		1,540,000 千 円		255,700 千 円			
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数 (本人を除く。)		障害者の数 (本人を除く。)			
有	従有	老人	特 定	若 人	そ の 他	特 别	若 人	そ の 他			
			380,000	人	人	人	人	人			
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地質保険料の控除額		住宅借入金等特別控除額					
内 580,000 千 円		50,000 千 円		50,000 千 円							
(摘要)											
未 成 年 者	外 国 人	死 亡 者	災 害 者	乙 本 人 が障害者	基 本 ひ と り 勤 務 学 生	中途就・退職		受給者生年月日			
				特 別 の 他	婦 女	就職	退職	年 月 日	元号 年 月 日		
支 払 者		F市△△町7-3-14								昭和 39 11 9	
又は住所		株式会社 ○○商事								(電話) △△△-○○○-×××	

**確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。**

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

### 公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「公的年金等の源泉徴収票」から、その「支払金額」欄の金額を収入金額等の「④雑(公的年金等)」欄に転記してください。

また、所得金額等の「⑦雑(公的年金等)」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の11ページから12ページでその金額を求めることができます。

☞ 合計所得金額にご注意ください。

9ページで作成する第一表の所得から差し引かれる金額（所得控除額）は、あなたの令和3年の合計所得金額に基づき、その控除額の計算や控除の適用の可否を判定するものがあります。

合計所得金額とは、左記第一表の所得金額等「⑪合計」欄の金額に申告分離課税の所得金額（土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額）、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

この事例の場合の合計所得金額については、10ページを参照してください。

### ③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「**令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

申告書B第二表

- 社会保険料控除等に関する事項など  
第一表の⑬欄から⑯欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。

この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください(旧生命保険料に係る1契約9千円以下のもの等を除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「**令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」の41ページを参照してください。)。

### ⑯ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑯ 生命保險料控除

**新(旧) 生命保険や介護医療保険、  
新(旧) 個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、新(旧) 生命保険料、介護医療保険料、新(旧) 個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。**

## ⑯ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、**地震保険料**と**旧長期損害保険料**の別に、その合計額を書きます。

この事例では、あなた（山林を伐採して売却された方）の合計所得金額（7、10ページ参照）が1,000万円を超えているため「配偶者（特別）控除（9ページ参照）の適用ができませんが、配偶者が同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。

詳しくは、「**令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手続き 確定申告書B用**」の19ページから20ページを参照してください。

### ○ 住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「特別微収」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」の□に○を記入してください。

## ④ 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額 は、「**令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」の15ページから24ページで計算できます。

**申告書B第一表(左下部)**

所得から差し引かれる金額	(13) 5800000
小規模企業共済等控除	(14)
生命保険料控除	(15) 500000
地震保険料控除	(16) 50000
寡婦、ひとり親控除	(17) ~ (18) 0000
勤労学生、障害者控除	(19) ~ (20) 0000
配偶者(特別)控除	(21) ~ (22) 0000
扶養控除	(23) 0000
基礎控除	(24) 4800000
(13)から(24)までの計	(25) 11600000
離捐控除	(26)
医療費控除	(27)
寄附金控除	(28)
合計	(29) 11600000

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超過していますので、「配偶者(特別)控除」は適用できません。

第三表(29)欄へ (12ページ)

Y市○○町1-10

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受けける者	支払年月日	受取者番号	(受取者番号)	
Y市○○町1-10			(没職名)	
種別	支払金額	給与所得控除の合計額	源泉徴収税額	
給料・賞与	6700000	4930000	1540000	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数	16歳未満扶養親族の数	
○	380000	本人妻夫親子の数	配偶者(本人を除く)の数	
社会保険料等の金額	生命保険料控除額	地図控除額	住宅借入等特別控除額	
580000	50000	50000		
(摘要)				
本成年者	死亡者	被扶養者	中途就・出職	受給者生年月日
配偶者	退職者	の種別	勤労学生	昭和 39 11 9
住所(居所)	F市△△町7-3-14			
氏名又は名称	株式会社 ○○商事			

### ㉑～㉒ 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和3年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの令和3年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合や、白色申告者の事業専従者となっている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者(特別)控除額は、22ページの「**2 配偶者(特別)控除額表**」又は「**令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」の19ページから20ページを参照してください。

- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分1」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。

この事例では、山林を伐採して売却された方の合計所得金額が1,000万円を超えていたため、配偶者(特別)控除の適用は受けられません。

### ㉓ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

扶養控除の額は「**令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 确定申告書B用**」の20ページから21ページを参照してください。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成18年1月1日以前に生まれた方（年齢が16歳以上の方）をいいます。

### ㉔ 基礎控除

あなたの令和3年分の合計所得金額に応じて適用される控除です。

- あなたの令和3年分の合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

#### 【基礎控除額】

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円(適用なし)

### 「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から上のように転記することができます。

- ⑬欄から⑭欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑭欄の記載を省略し、⑮欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

## 5 第三表の山林の 収入金額 や 所得金額 などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」から転記します。

事例  
1

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。

なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

### 収入金額

「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」の「①譲渡価額の総額(収入金額)」のA欄に記載した金額を右のように転記します。

### 所得金額

「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」の「⑯山林所得金額」のB欄に記載した金額を右のように転記します。

なお、この山林所得の金額が**赤字**の場合には、他の各種所得の金額（土地建物等の譲渡による譲渡所得の金額、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額などを除きます。）の**黒字**からその**赤字**を控除することができます（**損益通算**）。

損益通算は、その所得によって通算する順序が決まっていますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

また、**赤字**の所得が数多くある場合には、「損益の通算の計算書」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）を使用して計算することもできます。

**申告書第三表(分離課税用)(上部)**

F A 2 4 0 0

整理番号	一連番号									
特例適用条文										
所法	處法	30	条の	項	号					
所法	處法	の	の	項	号					
所法	處法	の	の	項	号					
(単位は円)										
収入金額	短期譲渡一般分	(2)	□	□	□	□	□	□	□	□
	長期譲渡一般分	(3)	□	□	□	□	□	□	□	□
	長期譲渡特定分	(4)	□	□	□	□	□	□	□	□
	長期譲渡軽課分	(5)	□	□	□	□	□	□	□	□
	一般株式等の譲渡	(6)	□	□	□	□	□	□	□	□
	上場株式等の譲渡	(7)	□	□	□	□	□	□	□	□
	上場株式等の配当等	(8)	□	□	□	□	□	□	□	□
	先物取引	(9)	□	□	□	□	□	□	□	□
	山林	(10)	25000000	□	□	□	□	□	□	□
	退職	(11)	□	□	□	□	□	□	□	□
所得金額	短期譲渡一般分	(12)	□	□	□	□	□	□	□	□
	長期譲渡一般分	(13)	□	□	□	□	□	□	□	□
	長期譲渡特定分	(14)	□	□	□	□	□	□	□	□
	長期譲渡軽課分	(15)	□	□	□	□	□	□	□	□
	一般株式等の譲渡	(16)	□	□	□	□	□	□	□	□
	上場株式等の譲渡	(17)	□	□	□	□	□	□	□	□
	上場株式等の配当等	(18)	□	□	□	□	□	□	□	□
	先物取引	(19)	□	□	□	□	□	□	□	□
	山林	(20)	7820000	□	□	□	□	□	□	□
	退職	(21)	□	□	□	□	□	□	□	□

第三表  
(令和二年分以降用)  
○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出。

● 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額(=収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額 (7)				
特別控除額 (8)				

● 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

特別控除額 (8)

### 合計所得金額 (7ページ参照)

山林所得がある場合の合計所得金額は、次のイと口の合計額です。

**イ 第一表の 所得金額等 「⑫合計」 欄の金額**

**ロ 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑯山林所得金額」B欄の金額(又は第三表の 所得金額 「⑰山林」 欄の金額)**

**イ + ロ = 合計所得金額**

この事例では、次のようになります。

$$(イの金額) \quad (ロの金額) \quad (\text{合計所得金額}) \\ 4,930,000円 + 7,820,000円 = 12,750,000円$$

特例適用条文

この事例では、「概算経費控除の特例」(措法30条)の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に「30」と書きます。

なお、条文の「項・号」について分からぬ場合は、その部分の記載を省略しても差し支えありません。

山林所得 収支内訳書 (計算明細書)		譲渡者 住所 関与 税理士	Y市〇〇町1-10 住所	氏名 (フリガナ) オオサカ タロウ 大阪 太郎	電話番号 (×××) △△△-〇〇〇〇
				氏名 氏名	電話番号 ( )
合 計			内 許		
特 例 適 用 条 文			措 法 30 条		
譲 渡 し た 山 林 の 明 細	山林の所在地番			K市〇〇町××1228	
	面 積	皆伐・間伐の区分		ヘクタール 3.2	皆伐・間伐
	樹 種	樹 齡		杉 ひのき	60 年 80
	本 数	数 量		本	3,000 m <sup>3</sup>
譲 渡 先	住 所 又 は 所 在 地		K市〇〇町××1-2-3		
	氏 名 又 は 名 称		○○製材(株)		
譲 渡 し た 年 月 日			R3年11月10日	年 月 日	
譲渡山林を植林・購入した時期			年 月 日	年 月 日	
譲渡価額の総額(収入金額)	①	A 25,000,000 円	25,000,000	円	円
伐採費、運搬費、譲渡費用の額	②	8,360,000 円	8,360,000	円	円
専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③	円	円	円	円
計(②+③)	④	8,360,000 円	8,360,000	円	円
差 引 (① - ④)	⑤	16,640,000 円	16,640,000	円	円
取得費、管理費など	概算経費率による合	概算経費の額(5%×50%)	8,320,000 円	8,320,000	円
	概算経費率によらない場合	植林費、取得に要した経費	円	円	円
		管理費その他の育成費用	円	円	円
		③以外の専従者控除額	円	円	円
		計(⑦+⑧+⑨)	円	円	円
被災事業用資産の損失の金額(保険金等で補填される部分を除く。)	⑪	円	円	円	円
必要経費(④+(⑥又は⑩)+⑪)	⑫	16,680,000 円	16,680,000	円	円
森林計画特別控除(注1)	概算経費率の適用を受ける場合((注2)で計算した金額を記載する。)	概算経費率(注2)で計算した金額を記載する。	円	円	円
	収入金額基準額((注2)で計算した金額を記載する。)	円	円	円	円
	所得基準額(⑤×50%-⑪)	円	円	円	円
	⑭と⑮のうち低い方の金額	円	円	円	円
差 引 金 額  ①-⑫-(⑬又は⑯)	⑯	8,320,000 円	8,320,000	円	円
特 別 控 除 額	⑯	500,000 円			
山 林 所 得 金 額	⑯	B 7,820,000 円			

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。

① 「株式会社特別控除」の欄は、祝祝特別抵免法第30条の第1項の適用を受ける場合に記載してください。  
② ⑤の金額が2,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が2,000万円超のときは「⑤×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

(資7-6-1-A4統一)  
(平成28年分以降用)

## ⑥ 第三表の税金の計算 の箇所を書きます。

事例  
1

第一表の「所得金額等」[⑫合計]欄に記載した金額(6ページ参照)と「所得から差し引かれる金額」[⑨合計]欄に記載した金額(9ページ参照)を転記してください。

### 「課税される所得金額」の計算

[⑫欄の金額(赤字の場合は0円)] - [⑨欄の金額] = A  
として

#### Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑬欄から⑭欄までの金額を、対応する⑮欄から⑯欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

#### Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として⑬欄から⑭欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑮欄から⑯欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含みます。)は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑨欄の金額(1,160,000円)が⑫欄の金額(4,930,000円)から引ききれていますから、その残額である3,770,000円を⑦欄に書き、⑩欄の金額は、そのまま⑪欄に転記します。

### 「税額」の計算

#### 総合課税の所得金額に対する税額

23ページの「4 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。

この事例では、次のようにになります。

$$\text{課税される所得金額(⑦欄)} \times \text{所得税の税率} - \text{控除額} = \text{総合課税の所得金額に対する税額}$$

$$3,770,000 \text{円} \times 0.2 - 427,500 \text{円} = 326,500 \text{円} \quad (\text{⑧欄に書きます。})$$

#### 分離課税の所得金額に対する税額

22ページの「1 山林所得に対する所得税の税額表」を参照してください。

$$\text{課税される所得金額(⑩欄)} \times \text{所得税の税率} = \text{山林所得金額に対する税額}$$

$$7,820,000 \text{円} \times 0.05 = 391,000 \text{円} \quad (\text{⑪欄に書きます。})$$

### 申告書第三表(分離課税用)(左下部)

所 得 金 額	短 期 譲 渡	一 般 分	⑯	
	長 期 譲 渡	輕 減 分	⑯	
	特 定 分	⑯		
	輕 課 分	⑯		
	一般株式等の譲渡	⑯		
	上場株式等の譲渡	⑯		
	上場株式等の配当等	⑯		
	先物取引	⑯		
	山 林	⑯	7 8 2 0 0 0 0	0
	退 職	⑯		
税 金 の 計 算	総合課税の合計額 (申告書第一表の⑫) 所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の⑨)	⑫	4 9 3 0 0 0 0	0
	⑫ 対応分	⑯	3 7 7 0 0 0 0	0
	⑬⑭ 対応分	⑯		0
	⑯⑰⑯対応分	⑯		0
	⑯⑰ 対応分	⑯		0
	⑯ 対応分	⑯		0
	⑯ 対応分	⑯		0
	⑯ 対応分	⑯	7 8 2 0 0 0 0	0
	⑯ 対応分	⑯		0

### 申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税 金 の 計 算	⑦ 対応分	⑯	3 2 6 5 0 0	0
	⑧ 対応分	⑯		
	⑨ 対応分	⑯		
	⑩ 対応分	⑯		
	⑪ 対応分	⑯		
	⑫ 対応分	⑯		
	⑬ 対応分	⑯		
	⑭ 対応分	⑯		
	⑮ 対応分	⑯	3 9 1 0 0 0	0
	⑯ 対応分	⑯		
⑯から⑯までの合計 (申告書第一表の⑯に転記)	⑯	⑯	7 1 7 5 0 0	0

⑦ 第一表の 税金の計算 、 その他 などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「**令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き  
確定申告書B用**」の25ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)			
F A 2 2 0 1			
及び 所得税の確定申告書B			
△△△△○○○○○		生年 月日	3 39.11.09
ガナ		オオサカ タロウ	
名		大阪 太郎	
会社員	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
整理番号		大阪太郎	本人
郵便番号		電話番号	(自宅) 勤務先・携帯 xxx-△△△-〇〇〇〇
税金の計算	課税される所得金額 (⑯-⑰) 又は第三表の⑯		000
	上の⑯に対する税額 又は第三表の⑯		717500
	配当控除		
	(株式持株等) 区分 住宅借入金等特別控除 区分1		00
	区分2		
	政党等寄附金等特別控除		
	住宅耐震改修特別控除 区分		
	差引所得税額 (-⑯-⑰-⑯-⑯)		717500
	災害減免額		
	再差引所得税額(基準所得税額) (⑯-⑰)		717500
復興特別所得税額 (⑯×2.1%)		15067	
所得税及び復興特別所得税額 (⑯+⑰)		732567	
外国税額控除等			
源泉徴収税額		255700	
申告納税額 (⑯-⑰-⑯-⑯)		476800	
予定期納税額 (第1期分・第2期分)			
第3期分の税額 (⑯-⑰)		476800	
納める税金 還付される税金			
その他	公的年金等以外の合計所得金額		
	配偶者の合計所得金額		
	寡婦者給与(控除)額の合計額		
	青色申告特別控除額		
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額		
	未納付の源泉徴収税額		
	本年分で差し引く繰越損失額		
	平均課税率対象金額		
	変動臨時所得金額		
	申告期限までに納付する金額		00
延届納の出	申告期限までに納付する金額		00
	延納届出額		000

「③②配当控除」、「③④(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「③⑤～③⑦政党等寄附金等特別控除」、「③⑧～③⑩住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合に書いてください。

④1 差引所得稅額

③欄に転記した税額から②欄、③欄、  
④欄、⑤～⑦欄、⑧～⑩欄を差し引いた  
金額(赤字のときは0)を書いてください。

### ④ 再差引所得税額（基準所得税額）

④欄の金額から「④災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

#### ④ 復興特別所得稅額

④⑤ 所得税及び復興特別所得税の額  
④⑤ 欄の金額に2.1%を乗じた金額を  
④⑤ 欄に書いてください。

48 源泉徵收稅額

第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(8ページ参照)。

49 由告納稍額

④欄の金額から「⑥～⑦外国税額控除等」、「⑧源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

**黒字の場合** 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。

**赤字の場合**  そのままの金額の頭に△を付して書きます。

延納の届出

**第一表の「⑤納める税金」の2分の1以上の金額を令和4年3月15日(火)までに納付することにより、その残額を、令和4年5月31日(火)まで延納することができます。**  
**なお、延納期間中は利子税がかかります。**

#### 【事例2】消費税の課税事業者の方が山林を伐採し、売却したケース

私は、先祖伝来の山林を伐採し、令和3年9月17日に7,700万円（内、消費税(地方消費税を含みます。以下この事例において同じです。)700万円）で売却しました。

この山林の所在地は、Y市○○町1230番（林地面積は4.3ヘクタール）で、売却した山林の樹種は、ひのき（樹齢60年）、材積は3,900m<sup>3</sup>でした。

また、この山林を売却する際に、伐採費と運搬費が28,759,500円(内、消費税2,614,500円)かかりました。

私は、消費税の課税事業者で、消費税の経理は、税込経理方式により行っています。

「山林所得収支内訳書(計算明細書)【課税事業者用】」を作成します。

消費税の課税事業者に  
該当しない方の「山林所  
得収支内訳書（計算明細  
書）」の記載方法は、4  
ページから5ページをご  
覧ください。

山林の所在地番を書いてください。

お売りになるために山林を伐採した林地の**面積**を書いてください。

お売りになった山林の  
樹種や主な立木の樹齢を  
書いてください。

お売りになった山林の  
本数や数量(材積)が分か  
る場合に書いてください。

特別控除額を書いてください。

**特別控除額は、500,000円**(ただし、「②差引金額」欄の金額を限度とします。)です。

なお、青色申告の方で、  
山林所得の金額から控除  
する「青色申告特別控除」  
(18ページ参照)がある場  
合には、その金額を「特別  
控除額」欄の上段に「青  
×××円」と二段書きして  
ください。

消費税の経理方式について該当するものを「○」で囲んでください。

適用を受ける**特例適用条文**を書きます（18～21ページ参照）。

例えば、「概算経費控除の特例」（措法30条）、「森林計画特別控除の特例」（措法30条の2）などがあります。

この事例では、「概算経費控除の特例」を適用していますので、措法「**30**」条と書きます。

消費税の経理方式について「税込経理方式」を適用している方は、消費税込みの譲渡代金を書いてください。

また、「税抜経理方式」を適用している方は、消費税抜きの譲渡代金を書いてください。

この事例では、「税込経理方式」を適用していますので、消費税込みの譲渡代金**77,000,000円**（内、消費税の額**7,000,000円**）を書きます。

なお、譲渡代金に含まれる消費税の額は、（ ）書で①欄の上段に書いてください。

消費税の経理方式について「税込経理方式」を適用している方は、消費税の還付額が生じた場合のその還付額を書いてください。

消費税の経理方式について「税込経理方式」を適用している方は、消費税込みの伐採費、運搬費、譲渡費用の合計額を書いてください。

また、「税抜経理方式」を適用している方は、消費税抜きの伐採費、運搬費、譲渡費用の合計額を書いてください。

この事例では、「税込経理方式」を適用していますので、消費税込みの伐採費、運搬費の合計額**28,759,500円**（内、消費税の額**2,614,500円**）を書きます。

なお、伐採費、運搬費、譲渡費用の額に含まれる消費税の額は、（ ）書で④欄の上段に書いてください。

②欄の金額は概算経費の額の計算の基礎には算入されませんので、ご注意ください。

消費税の経理方式について「税込経理方式」を適用している方は、消費税の納付額を書いてください。

この事例では、①欄の（ ）内の金額7,000,000円と④欄の（ ）内の金額2,614,500円との差額である消費税の納付額**4,385,500円**（100円未満切捨て）を書きます。

消費税の経理方式について「税抜経理方式」を適用している場合において、**a**年末現在の仮受消費税の金額と仮払消費税の金額との差額と消費税の納付額又は還付額とに差額が生じたときや、**b**課税仕入れに係る消費税額のうち、消費税の税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）があるときは、②欄又は⑯欄に記載することとなります。詳しくは税務署にお尋ねください。

「森林計画特別控除の特例」の適用を受ける場合に書いてください。

詳しくは、20ページを参照してください。

○ 「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」の記載のしかたについては、【事例1】の6ページから13ページの記載例をご覧ください。

令和3年分

# 山林所得のあらまし

ここでは、**山林所得の概要や計算のしかた**について説明しています。

4ページから15ページの記載例とともに申告書等の作成の参考としてください。

(ページ)

I	山林所得の範囲	.....	17
II	所得税が課税されない山林所得	.....	17
III	山林所得の金額の計算方法	.....	18
IV	山林所得の税金が軽減される特例	.....	20

## 山林所得の申告に当たっての注意点

- 山林所得の税額表は一般の税額表と異なり、22ページの「1 山林所得に対する所得税の税額表」を使用してください。
- 山林所得に対しては、**地方税(住民税)も課税されます。**  
なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。
- 申告に当たっては、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」(4、11、14ページ参照。国税庁ホームページからダウンロードできます。)を確定申告書とともに提出してください。
- ここに説明していない事柄や分からぬことがありますたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

## I 山林所得の範囲

### 1 山林所得とは

所有期間が5年を超える山林を、①伐採して譲渡したり、②立木のままで譲渡したことによる所得です。

山林の「譲渡」には、通常の売買のほか、交換、競売、公売、代物弁済、収用、法人に対する現物出資なども含まれます。

なお、山林を土地付きで譲渡した場合には、**土地の部分の譲渡による所得は、譲渡所得になります。**

※ 山林を取得してから5年以内に、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡したことによる所得は、その伐採や譲渡が事業として営まれている場合には事業所得になり、そうでない場合には雑所得になります。

### 2 山林所得が課税される特殊な場合

次の場合にも山林所得の課税の対象になります。

#### (1) 次の事由により、山林の移転があった場合

イ 法人に対する贈与や遺贈、時価の2分の1未満の価額による譲渡

ロ 限定承認に係る相続や限定承認に係る包括遺贈(個人に対するものに限ります。)

#### (2) 自分の住宅を建築するなど山林を伐採して家事の用に使用した場合

#### (3) 分収造林契約又は分収育林契約に基づき山林の伐採又は譲渡による収益を分収した場合

#### (4) 分収造林契約又は分収育林契約に係る権利を譲渡した場合

#### (5) 生産森林組合から従事分量分配金を受けた場合

#### (6) 経営管理実施権の設定を受けた林業経営者(経営管理権の設定を受けた市町村)が山林を伐採し、木材の販売収益が発生した場合

※ 1 上記(1)及び(2)は時価で山林の譲渡があったものとして課税されます。

2 上記(6)の販売収益については、森林所有者の山林所得として課税されます。

## II 所得税が課税されない山林所得

所有期間が5年を超える山林を、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合であっても、次の場合には所得税は課税されません。

なお、この課税されない所得の計算上損失が生じても、**その損失はなかったもの**とされます。

- 1 山林を国や地方公共団体に寄附した場合や、公益法人等に寄附し国税庁長官の承認を受けた場合
- 2 山林を相続税の物納に充てた場合
- 3 資力を失い、債務を弁済することが著しく困難な場合に、滞納処分や強制執行、競売、破産手続などにより、山林(山林を継続的に譲渡している人が所有しているものを除きます。)を譲渡した場合

### 記帳・保存をお忘れなく

白色申告者のうち**山林所得、不動産所得又は事業所得**を生ずべき業務を行う全ての方は、収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載しなければなりません。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡便な方法で記載しても差し支えありません。

また、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類は**保存しなければなりません。**

詳しくは、国税庁ホームページをご覧いただくなか、税務署にお尋ねください。

### III 山林所得の金額の計算方法

#### 山林所得の計算方法

山林所得の金額は、次の算式で計算します。

$$\begin{array}{rcl} \text{収入額(※)} & - & \text{必要経費} \\ & - & \boxed{\text{山林所得の特別控除額(50万円)}} \\ & - & \boxed{\text{青色申告特別控除額}} \end{array} \left[ \begin{array}{l} (\text{収入額}-\text{必要経費}) \\ \text{の額が限度額} \end{array} \right] = \boxed{\text{山林所得の金額}}$$

[青色申告者について  
10万円以内の一定額]

※ 令和3年分の山林所得の収入金額は、令和3年中に、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した山林（所有期間が5年を超えるものに限ります。）の譲渡代金の合計額ですが、次の点に注意してください。

- 1 令和3年中に譲渡した山林 …… 売買契約などに基づいて、令和3年中に買主などに引き渡した山林ですが、令和3年中に引渡しが済んでいない山林であっても、令和3年中に売買契約の効力が生じているものは、**令和3年中に譲渡した山林**として申告することができます。
- 2 未収入金 …… 令和3年中に譲渡した山林の譲渡代金を令和3年中に受け取っていない場合でも、**未収入金を含めた譲渡代金の全部**が令和3年分の収入金額になります。

参考1

必  
要  
経  
費

譲渡価額(収入金額)

特別控除額

山林所得の金額

令和3年分の山林所得の収入金額から控除される**必要経費の計算方法**には、次の1及び2の方法があります。

##### 1 「原価計算による方法」

令和3年分の山林所得の必要経費は、令和3年中に譲渡した山林の取得費、管理費、伐採費、その他その山林の育成又は譲渡に要した費用の合計額です（「参考事項1」19ページ参照）。ただし、昭和27年12月31日以前から所有していた山林を譲渡した場合の必要経費は、①「**その山林の昭和28年1月1日の相続税評価額**」と②「**その山林の昭和28年1月1日以後に支出した管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用の額**」との合計額になります。

なお、令和3年中に支出したこれらの費用であっても、令和3年中に譲渡しなかった山林について支出した費用は、令和3年分の必要経費にはなりません。

##### 2 「概算経費率」による方法【概算経費控除の特例】

平成18年12月31日以前から所有していた山林を譲渡した場合の必要経費は、次の算式で計算することができます（「参考事項2」19ページ参照）。

$$\boxed{\text{山林の譲渡収入金額}} - \boxed{\text{伐採費・譲渡に要した費用}} \times 50\% + \boxed{\text{伐採費・譲渡に要した費用}} + \boxed{\text{被災事業用資産の損失の金額}}$$

この「概算経費率」による方法によって必要経費を計算した場合には、「**申告書第三表(分離課税用)**」の【特例適用条文】欄の「**措法**」を「○」で囲み「□□□」内に「**30条**」と記入してください。

**50万円の山林所得の特別控除があります ((収入金額-必要経費)の額が限度額)。**

注 上記のほか、森林経営計画に基づいて山林を譲渡した場合の**森林計画特別控除**や、収用などにより山林を譲渡した場合の**5,000万円の特別控除**があります(20、21ページ参照)。

青色申告者は、**必要経費のほかに、次の金額のうちいずれか低い方の金額(最高10万円)**を**青色申告特別控除額**として控除することができます。

1 10万円 - (不動産所得や事業所得から控除した青色申告特別控除額)

2 青色申告特別控除額を控除する前の山林所得の金額 (山林所得の特別控除後の金額)

※ この青色申告特別控除には、最高10万円の特別控除と最高55万円(e-Taxによる申告又は電子帳簿保存の要件を満たしている場合は最高65万円)の特別控除とがありますが、55万円(65万円)の青色申告特別控除は、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者のうち一定の者について、これらの所得を通じて最高55万円(65万円)を控除できることとされており、山林所得については適用できません。

また、山林所得のほかに事業的規模の不動産所得や事業所得があり55万円(65万円)の青色申告特別控除を適用した場合には、その年分の山林所得について、10万円の青色申告特別控除を適用することはできません。

## 参考事項1

### 【原価計算による方法の必要経費(18ページ)について】

#### ○ 取得費、管理費など

- (1) 植林費 … 苗木の購入代金やその運搬費、購入手数料、植付けの際の人件費など植林のために要した費用です。
- (2) 取得に要した費用 … 山林の購入代金や仲介手数料などその山林を購入するために要した費用です。
- (3) 育成費 … 肥料代、防虫費、下刈り・枝打ち・除草などのための人件費など山林を育成するために要した費用です。
- (4) 管理費 … 固定資産税、森林組合費、火災保険料、機械器具の減価償却費など山林を管理するために要した費用です。
- (5) その他 … このほか次のものも必要経費になります。

イ 山林の災害や盗難、横領による損失 … 令和3年中に、所有山林について災害や盗難、横領により損害を受けた場合のその損失額（保険金や損害賠償金などで補てんされる部分を除きます。）です。

ロ 山林経営を事業としている場合の譲渡代金の貸倒損失、利子税、青色事業専従者給与額、事業専従者控除額 … 山林経営を事業としている場合には、次の金額が必要経費になります。

(イ) 山林の譲渡代金の貸倒損失など … ①山林の譲渡代金が譲渡した相手方の資力喪失などのために回収不能となったときの貸倒損失や、②事業の遂行上保証した債務を履行した場合で債務者に対して求償権の行使ができなくなったときのその行使ができなくなった部分の金額です。

※ 山林経営を事業としていない場合の貸倒損失や、保証債務の履行に伴う損失については、21ページの3や4をご覧ください。

(ロ) 所得税を延納した場合の利子税 … 令和2年分の所得税を延納した場合の利子税のうち次の算式で計算した金額です。

$$\text{納付した利子税額} \times \frac{\text{令和2年分の山林所得の金額}}{\text{令和2年分の各種所得の金額の合計額}} \\ (\text{給与所得、退職所得を除きます。})$$

※ 山林を延滞条件付で譲渡した場合で所得税を延納しているときの利子税は、その全額が必要経費になります。

(ハ) 青色事業専従者給与額 … 税務署長に提出している「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載した金額の範囲内で、実際に青色事業専従者に支給した金額のうち、専従期間、仕事の内容、従事の程度や他の使用人に支給する給与の状況、その事業の規模、収益の状況などからみて労務の対価として相当と認められる金額に限ります。

(ニ) 事業専従者控除額 … 山林経営者（白色申告者に限ります。）と生計を一にする15歳以上の親族で、令和3年中を通じ6か月を超える期間、山林経営に従事していた者（以下「事業専従者」といいます。）がいる場合に、その事業専従者一人ごとに計算した次のAかBのうち**いずれか低い方**の金額です。

A 50万円（その事業専従者が山林経営者の配偶者である場合は、86万円）

B （事業所得 + 不動産所得 + 山林所得） ÷ （事業専従者の数 + 1）

※ 上の算式中の所得は、事業専従者控除額や山林所得の特別控除額を控除しないで計算した金額によります。

#### ○ 伐採費、譲渡に要した費用

- (1) 伐採費 … 山林の伐採に要した人件費などの費用です。
- (2) 譲渡に要した費用 … 伐採した山林の運搬費や測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用です。

## 参考事項2

### 【「概算経費率」による方法〔概算経費控除の特例〕の必要経費(18ページ)について】

(1) 平成19年1月1日以後に相続、贈与、遺贈により取得した山林であっても、次のいずれにも該当する場合は、この方法で必要経費を計算することができます。

イ 被相続人、贈与者、遺贈者が平成18年12月31日以前から所有していたものであること。

ロ その山林の相続、贈与、遺贈があった際にその山林について譲渡があったものとみなされていないこと。

(2) 「伐採費・譲渡に要した費用」とは、①山林の伐採に要した人件費などの費用や、②伐採した山林の運搬費、測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用です。

山林の育成費や管理費（「参考事項1」の(3)、(4)参照）は含まれません。

※ 青色事業専従者給与額や事業専従者控除額（「参考事項1」の(5)の口の(ハ)、(ニ)参照）は、従事日数などによって「伐採費・譲渡に要した費用」の部分と「育成費、管理費」などの部分にあん分し、「伐採費・譲渡に要した費用」の部分は、18ページの算式の「伐採費・譲渡に要した費用」に含めて計算します。

(3) 「被災事業用資産の損失の金額」とは、①災害により山林や山林経営のために使用していた事業用の固定資産について令和3年中に生じた損失の金額や、②災害がやんだ日から1年以内（大規模な災害の場合等には3年以内）に支出した①の資産に関する原状回復のための費用などの災害関連費用です。

## IV 山林所得の税金が軽減される特例

山林所得の税金が軽減される主な特例には、次のものがあります。

### 1 森林計画特別控除の特例(措法30条の2)

#### 特例のあらまし

森林法の規定による市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた森林経営計画に基づいて山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合には、**その山林の収入金額から必要経費のほかに森林計画特別控除額が控除されます。**

しかし、交換、現物出資、収用等により山林を譲渡した場合、法人に対する贈与・遺贈、限定承認に係る相続若しくは個人に対する限定承認に係る包括遺贈により山林の移転があった場合、又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法に規定する森林保健施設を整備するために山林を伐採若しくは譲渡した場合については、この特例は適用されません。

参考  
1

#### (1) 特例の内容

この特例の適用がある山林については、**収入金額から必要経費のほかに次のイとロの金額のうちいずれか低い方の金額**(「概算経費率」)による方法によって必要経費を計算した場合にはイの金額)が**「森林計画特別控除額」**として控除されます。

##### イ 収入金額基準額

$$\left( \text{令和3年中に譲渡したこの特例の適用がある山林の収入金額} - \text{伐採費・譲渡に要した費用} \right) = A$$

① Aの金額が2,000万円以下のとき  $A \times 20\%$

② Aの金額が2,000万円を超えるとき  $A \times 10\% + 200\text{万円}$

##### ロ 所得基準額

$$\left( \text{令和3年中に譲渡したこの特例の適用がある山林の収入金額} B - \text{伐採費・譲渡に要した費用} \right) \times 50\% - \left\{ \begin{array}{l} \text{Bに対応する部分の必要経費} - \left( \text{伐採費・譲渡に要した費用} + \text{Bに対応する部分の被災事業用資産の損失の金額} \right) \end{array} \right\}$$

※ 森林法の規定による市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた森林経営計画に基づいて、令和3年中に、山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合であっても、その後、森林法又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法の規定によりその森林経営計画の認定が取り消されたときは、この特例が受けられなくなります。

#### (2) 申告の手続

「申告書第三表(分離課税用)」の【特例適用条文】欄の「措法」を「○」で囲み「□□□番□」内に「30番2」と記入するとともに、次の書類を申告書に添付して提出してください。

イ 「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)

ロ 森林経営計画に基づく伐採・譲渡である旨などの市町村長(森林経営計画の対象となる森林の所在地が2以上ある場合で、その森林の全部が同一都道府県内にあるときはその都道府県知事、その森林が複数の都道府県にまたがるときは農林水産大臣)の証明書

ハ 伐採・譲渡した山林に係る林地の測量図

二 森林経営計画書の写し

## 2 収用などにより山林を譲渡した場合の特例(措法33条、33条の4)

### 特例のあらまし

土地収用法などによる収用等により山林を譲渡した場合には、その山林所得の金額の計算について、(1)5,000万円の特別控除の特例又は(2)代替資産を取得した場合の課税の特例のいずれか一方の特例の適用を受けることができます。

(1) **5,000万円の特別控除の特例**(措法33条の4) … 公共事業施行者から最初に買取りなどの申出のあった日から6か月を経過した日までに山林の譲渡を行うなど一定の要件に該当する場合には、この要件に該当する山林の山林所得の金額（特別控除額50万円を控除する前の金額）から5,000万円（山林所得の特別控除額を控除する前の金額が5,000万円未満の場合には、その金額）が控除されます。

(2) **代替資産を取得した場合の課税の特例**(措法33条) … 補償金などの全部で山林を取得したり、補償金などに代えて山林だけを取得した場合には課税されません。

また、補償金などの一部で山林を取得した場合には、補償金などの残りの部分について課税されます。

参考  
1

## 3 山林の譲渡代金が貸倒れになった場合の特例(所法64条1項)

### 特例のあらまし

山林の譲渡代金が貸倒れになったときは、貸倒れになった譲渡代金に対応する部分の山林所得は、所得がなかったものとされます。

しかし、山林経営を事業としている人の山林の譲渡代金が貸倒れになった場合には、この特例は適用されません。この貸倒れによる損失の金額は、必要経費に算入されます（19ページ「参考事項1」の(5)の口の(イ)参照）。

## 4 保証債務を履行するため山林を譲渡した場合の特例(所法64条2項)

### 特例のあらまし

保証債務を履行するため山林を譲渡した場合で、その保証債務の主たる債務者などに対して求償権の行使ができなくなったときは、その求償権の行使ができなくなった金額に対応する部分の山林所得は、所得がなかったものとされます。

この特例の適用を受ける場合には、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」の「必要経費」欄の上段に、その求償権の行使ができなくなった金額（「**保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)**」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）で計算します。）を「**保×××円**」と記載し、併せて「**申告書第三表(分離課税用)**」の【特例適用条文】欄の「**所法**」を「**○**」で囲み「**□□□番□項**」内に「**64番2項**」と記載してください。

しかし、次の場合にはこの特例は適用されません。

### (1) 事業の遂行上生じた保証債務を履行するために山林を譲渡した場合

※ この場合には、求償権の行使ができなくなった金額は、事業所得や山林所得などの必要経費に算入されます（19ページ「参考事項1」の(5)の口の(イ)参照）。

### (2) 山林を継続的に譲渡している人が保証債務(上記(1)の事業の遂行上生じたものを除きます。)を履行するために山林を譲渡した場合

## 【参考 2】

### 1 山林所得に対する所得税の税額表

- 山林所得については、事業所得や給与所得などの他の所得とは区分した上で、他の所得と異なった計算方法により税額を計算します。

課税される所得金額 (申告書第三表⑧欄の金額) 円	A	B 所得税の税率	C 控除額	課税される所得金額に対する税額 (A × B - C) 円 (申告書第三表⑨欄へ)
1,000円 ~ 9,749,000円		0.05 (5%)	0円	
9,750,000円 ~ 16,499,000円		0.1 (10%)	487,500円	
16,500,000円 ~ 34,749,000円		0.2 (20%)	2,137,500円	
34,750,000円 ~ 44,999,000円		0.23 (23%)	3,180,000円	
45,000,000円 ~ 89,999,000円		0.33 (33%)	7,680,000円	
90,000,000円 ~ 199,999,000円		0.4 (40%)	13,980,000円	
200,000,000円 ~		0.45 (45%)	23,980,000円	

- (注) 1 「課税される山林所得金額」に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。  
 2 例えば、「課税される山林所得金額」が4,000万円の場合には、求める税額は次のようにになります。  
 $40,000,000円 \times 0.23(23\%) - 3,180,000円 = 6,020,000円$

参考2

### 2 配偶者（特別）控除額表

あなた（居住者）の合計所得金額 円	D	○ここで求められた配偶者（特別）控除の額は、申告書B第一表の「所得から差し引かれる金額」「⑪～⑫ 配偶者（特別）控除」欄へ転記します。 なお、配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「⑪～⑫ 配偶者（特別）控除」欄の「区分1」の□に「1」を記入してください。		
配偶者の合計所得金額 円	E			
48万円以下 (控除対象配偶者)	38万円	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	26万円	13万円
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円	0円

- (注) 1 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が48万円以下である方のうち、あなたの令和3年分の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。  
 2 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和27年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）をいいます。

### 3 給与所得金額の計算表

給与等の収入金額	(申告書B第一表の⑥欄の金額) 円	F
Fの金額	給与所得の金額	H
~550,999円	0円	
550,000円 ~1,618,999円	F - 550,000円 円	
1,619,000円 ~1,619,999円		1,069,000円
1,620,000円 ~1,621,999円		1,070,000円
1,622,000円 ~1,623,999円		1,072,000円
1,624,000円 ~1,627,999円		1,074,000円
1,628,000円 ~1,799,999円	F ÷ 4 の金額 (千円未満の端数は切捨て) ↓ G	G × 2.4 + 100,000円 円
1,800,000円 ~3,599,999円		G × 2.8 - 80,000円 円
3,600,000円 ~6,599,999円		G × 3.2 - 440,000円 円
6,600,000円 ~8,499,999円		F × 0.9 - 1,100,000円 円
8,500,000円~		F - 1,950,000円 円

○ 所得金額調整控除

次の①又は②に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額（K又はO）をHの金額から控除します。

なお、①と②の両方に該当する場合は、①の計算をした後に②の計算を行い、①と②のいずれにも該当しない場合は、これらの計算は不要です。

詳しくは、「[令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用](#)」の10ページをご覧ください。

① Fの金額が850万円を超える場合、あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合又は23歳未満の扶養親族がいる場合

Fの金額	(最高1,000万円) 円	I
I - 850万円	円	J
所得金額調整控除額 (J × 0.1)	円	K
差引金額 (H - K)	円	L

② あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

Hの金額	(最高10万円) 円	M
公的年金等の雑所得の金額 (※)	(最高10万円) 円	N
所得金額調整控除額 (M + N) - 10万円)	円	O
差引金額 ①の計算をした場合 (L - O)	円	P
①の計算をしなかった場合 (H - O)	円	

※ 「[公的年金等の雑所得の金額](#)」については、「[令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用](#)」の11ページから12ページをご覧ください。

○ ここで計算した給与所得の金額（H）又は給与所得の金額から所得金額調整控除額を差し引いた金額（L又はP）は、[申告書B第一表の「所得金額等」「⑥給与」欄](#)へ転記します。

### 4 総合課税の所得金額に対する税額の計算表

課税される所得金額	(申告書第三表⑦欄の金額) 円	Q

(注) [申告書第三表の「税金の計算」「⑦課税される所得金額」欄](#)の書き方は、12ページの[「課税される所得金額の計算」](#)を参照してください。

Qの金額	R(所得税の税率)	S(控除額)	課税される所得金額に対する税額 (Q × R - S)
1,000円 ~ 1,949,000円	0.05 (5%)	0円	
1,950,000円 ~ 3,299,000円	0.1 (10%)	97,500円	
3,300,000円 ~ 6,949,000円	0.2 (20%)	427,500円	
6,950,000円 ~ 8,999,000円	0.23 (23%)	636,000円	
9,000,000円 ~ 17,999,000円	0.33 (33%)	1,536,000円	
18,000,000円 ~ 39,999,000円	0.4 (40%)	2,796,000円	
40,000,000円 ~	0.45 (45%)	4,796,000円	

(申告書第三表⑧欄へ)

# お忘れなく！

## マイナンバー(個人番号)の記載等について

確定申告書を提出する際は、毎回、

**マイナンバー(12桁)の記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付** が必要です。

**本人確認** 《例1》マイナンバーカード

**書類の例** 《例2》通知カード、住民票の写しなど + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※ 本人確認書類の提示又は写しの添付に当たっては、次の点に留意してください。

- 1 「通知カード」は、既に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り利用できます。
- 2 「住民票の写し」は、マイナンバーの記載があるものに限ります。
- 3 「公的医療保険の被保険者証」の写しを添付する場合は、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

詳しくは、「**令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」の41ページをご覧ください。

## 「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出について

確定申告が必要な方又は一定の還付申告書を提出することができる方で、令和3年分の退職所得を除く各種の**所得金額**の合計額が**2,000万円**を超える、かつ、令和3年12月31日において、その**価額の合計額が3億円以上の財産**又は**その価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産**を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「**財産債務調書**」を**令和4年3月15日(火)**までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、居住者（非永住者を除きます。）の方で、令和3年12月31日において、その**価額の合計額が5,000万円**を超える**国外財産**を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「**国外財産調書**」を**令和4年3月15日(火)**までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

※ 1 「国外財産調書」を提出する方が、「財産債務調書」を提出する場合、その「財産債務調書」には「国外財産調書」に記載した国外財産に関する事項（その国外財産の価額を除きます。）の記載は要しません。

2 相続又は遺贈により財産又は債務を取得した方は、その相続開始年分における「財産債務調書」についてはその財産又は債務を、その相続開始年分における「国外財産調書」についてはその財産を記載せずに提出することができ、その「財産債務調書」及び「国外財産調書」の提出義務については、その相続又は遺贈により取得した財産を除いた財産又は国外財産の価額の合計額により判定します。

詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.7457 財産債務調書の提出義務」及び「No.7456 国外財産調書の提出義務」をご覧いただか、最寄りの税務署にお尋ねください。



税務署 この社会あなたの税がいきている

- 国税庁ホームページでは、確定申告に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）を提供しています。
- 申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 申告書、各種計算書、明細書及び説明書等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。



▷確定申告特集

▷タックスアンサー